

# 狭山市図書館システム更新事業 要求仕様書

令和6年11月

狭山市立図書館

## I 事業の概要

### 1. 事業名称

狭山市図書館システム更新事業

### 2. 事業の目的等

狭山市では、図書館業務を適切かつ円滑に実施するために図書館システムを導入しており、リース期間の満了後に再リースで事業を継続している。令和7年にWindows10のサポート終了が予定されていること、また、現行システムのハードウェアやソフトウェアの老朽化が進んでいることから、図書館サービスの安定的な提供等を図るため、クラウド方式による図書館システムの更新事業を実施するものである。

本仕様書は新たな図書館システムを導入することにより、利用者へのサービス向上と職員の事務効率改善、安定稼働を図るため、必要な機器・ソフト、保守、運用サポートに係る調達を行う際の要件をまとめたものである。

なお、本仕様書に記載された調達範囲は、発注時の仕様書として取り扱う。記載事項に修正すべき事項があると図書館が判断した場合は、図書館と受託者との協議により項目の追加、変更または削除等を行うことがある。

### 3. 契約期間等

令和7年9月1日から令和12年8月31日までの5年間のリース契約とする。

リース会社を含めた3者間契約を想定しているので、企画提案書、見積書の提出についてはリース会社を指定し協議の上、提出すること。

### 4. 調達の内容

#### (1) 調達物品名および構成内容

- ・クラウド方式の図書館システム 一式  
移行、搬入、据付、配線、調整、保守等を含む

#### 性能・機能に関する要件

(内訳) 機器の配置については別紙システム構成図のとおり

##### 1 ハードウェア

- 1.1 サーバー機能・・・クラウド方式で運用できるものは、外部データセンターに設置。後述される各要件が満たされれば、必ずしも下記の構成内訳でなくてもよい。費用対効果の面からメリットが大きいと判断した場合は、物理サーバーおよびストレージの仮想化を提案すること。

- 1.1.1 業務用サーバー

- 1.1.2 館内 OPAC 用サーバー

- 1.1.3 公開用 Web サーバー

- 1.1.4 ファイアウォール

- 1.1.5 ファイルサーバー

- 1.1.6 Windows やウイルス対策ソフトなどのアップデートに必要なサーバー

##### 1.2 端末

- 1.2.1 業務用ノート端末 15台

- 1.2.2 業務用デスクトップ端末 5台

- 1.2.3 カウンター用デスクトップ端末 9台

- 1.2.4 タッチパネル OPAC 用端末 7 台
- 1.2.5 詳細版(キーボード操作) OPAC 端末 6 台
- 1.2.6 移動図書館用ノート端末 (屋外で使用) 2 台
- 1.2.7 インターネット開放端末 6 台 (利用者用は内 5 台)

### 1.3 プリンタ

- 1.3.1 A3 対応カラーレーザー複合機 2 台
- 1.3.2 A3 対応モノクロネットワークプリンタ 6 台  
※各端末から各プリンタへの出力が可能ないように設定すること
- 1.3.3 レシートプリンタ 28 台

- 1.4 蔵書点検用携帯端末 (移動図書館にも利用) 10 台

## 2 ソフトウェア

- 2.1 図書館ソフトウェア
- 2.2 ウイルス対策ソフト
- 2.3 データベースソフトウェア
- 2.4 ネットワークシステム
- 2.5 ライセンス

## 3 業務用アプリケーション

- 3.1 全般
- 3.2 運用
- 3.3 カウンター業務
  - 3.3.1 カウンター業務全般
  - 3.3.2 貸出業務
  - 3.3.3 返却業務
  - 3.3.4 資料検索業務
  - 3.3.5 利用者登録業務
- 3.4 利用者管理業務
- 3.5 予約リクエスト業務
- 3.6 相互貸借業務
- 3.7 発注・受入管理業務
- 3.8 雑誌タイトル登録受入業務
- 3.9 資料管理業務
  - 3.9.1 書誌データ管理業務
  - 3.9.2 ローカルデータ管理業務
- 3.10 OPAC 機能
  - 3.10.1 タッチパネル OPAC 機能
  - 3.10.2 館内詳細 OPAC 機能
- 3.11 Web 蔵書検索システム (WebOPAC と HP について)
- 3.12 移動図書館システム
- 3.13 帳票

4 ネットワーク機器（LAN 接続機器）

5 システム管理・運用

6 現有データ等の移行

性能・機能以外の要件

1 保守・支援体制等

2 その他

（2）搬入および据付場所

- ・ 狭山市立中央図書館（狭山市入間川2丁目2番25号）
- ・ 狭山市立狭山台図書館（狭山市狭山台1丁目29番地2）

（3）技術的要件の概要

1. 本件調達物品に係る性能、機能および技術等（以下、性能等という）の要求要件（以下、技術的要件という）は、Ⅱに示すとおりである。
2. 提案機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判断は、提案書、業務機能要件書の内容を審査して行う。

（4）その他

1. 技術仕様等に関する留意要件

- 1) 提案機器は、原則として提案時点で製品化されていること。
- 2) 提案機器が提案時点で製品化されていない場合は、技術的要件を満たすことの証明および納期に間に合うことの根拠を十分説明できる資料を提出すること。
- 3) 提案に係るソフトウェアが提案時点で製品化されていない場合は、技術的要件を満たすことの証明および納期に間に合うことの根拠を十分説明できる資料を提出すること。
- 4) 提案機器の各種設定については、本図書館と別途協議の上で決定すること。

2. 導入・整備等に関する留意要件

- 1) システムは令和7年9月1日より本稼働するものとする。なお、可能なものは随時導入し運用を開始できるようにする。また、具体的な導入スケジュール案については別途提示すること。
- 2) システムの入替作業については、閉館日数の短縮を重視すること。特に繁忙期については、データ整備・機械の調整などでの負荷をかけないように配慮すること。

3. 提案に関する留意要件

提案に関する要件については、「狭山市図書館システム更新事業 プロポーザル実施要領」を参照のこと

4. 契約終了時の留意要件

- 1) 契約期間終了後には不要機器を撤去回収することとし、回収に必要となる費用も見積額に含めること。
- 2) 図書館のデータについては、図書館の指示により速やかに指定フォーマットに変換して出

かし図書館に引き渡すこと。次期システムを稼働させるために必要なデータ、ファイルレイアウト等の仕様について、図書館が提出を求めた場合は速やかに提供すること。また、それらについての図書館からの問合せに対応すること。

- 3) 機器の撤去時には、図書館と協議ののちサーバー等に格納されたデータの完全な消去を実施し、書面により報告すること。
- 4) 再リースが可能であること。

## 5. 瑕疵担保

受注者の調達する物品、プログラム、使用環境、サポート等は本仕様書で定める機能、性能等の要件を満たすものでなければならない。業務に支障が発生しないことが確認されることを検収の条件とする。検収完了後、本件システムにおいて、納品されたシステムに仕様書との不一致が発見された場合は、図書館担当者と協議の上、受注者は無償で速やかに是正措置を行い、検収確認を受けるものとする。なお、本件の瑕疵担保期間はシステム利用期間とする。

## Ⅱ 狭山市図書館調達物品に備えるべき技術的要件

### 1. 現行システムの概要

- ・館構成 中央図書館、狭山台図書館、移動図書館
- ・使用書誌データ TRC MARC UタイプおよびTタイプ  
TRC AV MARC  
自館作成 MARC  
NDC 10版
- ・図書館システム NEC ネクサソリューションズ株式会社 LiCS-Re2 for SaaS
- ・ハードウェア構成
  - ・業務サーバー、館内 OPAC 用サーバー、Web サーバー各 1 台
  - ・業務用クライアント PC 29 台
  - ・利用者用開放端末 (OPAC) 13 台
  - ・移動図書館用ノート端末 2 台
  - ・ハンディーターミナル 10 台 (移動図書館、蔵書点検などに使用)
  - ・インターネット開放端末 6 台 (内 1 台は職員用)
- ・ネットワーク構成
  - ・中央図書館、狭山台図書館とデータセンター：NTT 光回線を用い、更にはインターネットに接続しない閉域網を利用
  - ・図書館とインターネット接続：中央図書館から NTT 光回線で接続。ファイヤーウォールを用いて上記閉域網と分離している。更にクラウド型セキュリティアプライアンスを導入しセキュリティ向上を図っている
  - ・中央図書館と狭山台図書館：上記 NTT 光回線を用い、更には閉域網で接続
  - ・移動図書館用ノート端末回線：NTT ドコモ回線を使用し、上記閉域網でデータセンターと接続。回線費用も導入業者が負担している。
  - ・ウイルス対策：トレンドマイクロ ウイルスバスターコーポレートエディションを使用。
- ・使用バーコード  
図書館利用券 9 桁、資料バーコード 9 桁 (モジュラス 10 分割補数。ともにチェックデジット 1 桁を含む。)
- ・所蔵資料数 約 685,000 点 (うち視聴覚資料約 12,500 点)
- ・MARC 全件データ数 約 136 万件 (未所蔵分のデータ含む)
- ・年間受け入れ資料点数 (図書、雑誌、AV 資料含む) 約 19,000 点
- ・利用登録者数累積 約 158,000 人
- ・年間新規登録者数 約 2,300 人
- ・一日平均貸出数 約 2,700 点
- ・新刊 MARC 点数 週に約 2,000 点

### 2. システム更新の基本方針

#### 2-1. Windows11 への対応

令和 7 年 10 月に Microsoft 社が提供する OS である Windows10 のサポート終了が予定されており、そ

こまでに Windows11 へのアップグレード対応が推奨されているが、現在図書館が導入しているパソコン端末は 6 年前に導入したものであり、アップグレード対応が動作保証対象外である。そのため Windows11 対応端末の導入が必須である。

## 2-2. 利用者サービスの向上

利用者から要望の多い館内フリーWi-Fi を新たに設置することで、利用者が図書館蔵書のみでなくインターネット情報にもアクセスしやすくし、市民の知の拠点としての図書館サービスの質の向上を図る。なお、Wi-Fi 電波領域は中央図書館（鉄筋コンクリート造）2 階・3 階・4 階とし、各階フロア全域（各階約 963 m<sup>2</sup>）を基本とする。

## 2-3. 事務の効率化

汎用的な形式で項目を指定したデータ（システムの持つ書誌データ、統計データ）の抽出が行え、図書館が表計算ソフトやワープロソフトなどで自由な形に加工して使用できることが事務の効率化につながると考える。

また、図書館業務の中で予約割当の電話連絡と督促電話が作業量的に大きな負担となるものであり、これらの業務に電子メールを効率よく活用できるものとする。また、電子メール登録の促進を計るため、スマートフォンなどのモバイル端末やパソコンからも登録が可能なこととする。

本図書館は職員の異動が頻繁で、会計年度任用職員も多いことから、システムのインターフェイスが分かりやすく、複雑な操作がなくても必要な処理が行えることが事務効率を低下させない要因となるので、長期間の教育研修を経なくても、現行システムと同様に、ある程度直感的に正しい操作ができることが求められる。

## 2-4. インターネットとシステムの併用

図書館の資料検索、MARC 作成、レファレンス業務などにおいてインターネット環境は必要不可欠である。市役所の業務ネットワークを使わずに、図書館独自の回線でインターネット環境と図書館システムを併用できる環境を整える必要がある。なお、情報漏えいなどのリスクを防ぐためのセキュリティ対策は必須である。

## 2-5. クラウド方式の採用

サーバー管理に伴う職員の負担軽減と、継続的な安定稼働を求めて、クラウド方式によるシステムが求められる。

# 3. 次期システムの機能要件ポイント

## 3-1. 次期システムの機能

別紙「狭山市図書館システム 業務機能要件書」の機能を保持すること。ただし、機能要件書に記載されている機能を標準機能で実現できない場合は、同様の結果が得られる合理的な代替機能を提案すること。

## 3-2. 業務用クライアント端末からのインターネット検索

図書館システム業務用クライアント端末で、インターネットが業務システムと同時に利用できること。業務用端末からのインターネットへのアクセスは、市役所の業務用ネットワークを共用せずに、図書館独自の回線の環境を構築すること。また、安全にパソコンを利用するためのウイルス対策や、Web フィルタリング、実行形式ファイルの起動の制限などの手段を講じ、情報漏えいなどのリスクを

防ぐこと。

### 3-3. OPAC と WebOPAC の動作環境

館内 OPAC や WebOPAC から利用者が蔵書検索・予約ができること。WebOPAC からは、任意の条件を満たせば貸出資料の延長が行えること。また、検索結果を元に、書架からの出納申請書の出力ができること。どちらも高齢者、障がい者、児童などの利用にも配慮したアクセシビリティ及びユーザビリティを兼ね備えたものであること。なお、ブラウザソフトの種類により機能が制限されるようなことが無いよう動作確認がされていること。また、WebOPAC はモバイル端末での表示も可能な環境を整えること（全キャリアに対応し、新たな機種などにおいて画面表示ができないことの無いよう必要に応じてメンテナンスすること）。

### 3-4. 個人の利用状況確認画面

利用者が館内 OPAC や WebOPAC の個人の利用状況確認画面で、貸出状況（書名、返却期限）、予約状況（書名、予約日、予約の受取館、予約順位、予約取り置き状況）が確認できること。WebOPAC からは、貸出中の資料について一定条件（図書であること（AV 資料でないこと）、貸出後 8 日間経過、延滞資料が無いこと、予約（返却待ち）資料でないこと、はじめての継続であること）を満たせば利用者自身で貸出期間の延長処理が可能なこと。また、個人の利用状況確認画面で図書館側から利用者本人宛てのメッセージ（例：「落し物が届いています。ご連絡ください」など）が表示・確認できること。

### 3-5. 館内 OPAC

館内の OPAC はタッチパネル方式のほかに、ユーザビリティ向上のためにキーボードを使用した検索ができること。ただし、悪意のあるキーボード操作で個人情報の漏洩や内部環境改ざん、システムダウン等の無いような処置がほどこしてあること。また、検索結果情報（出納申請書）はタッチパネル方式、キーボード方式、共にレシートプリンタで検索結果が出力できること。ディスプレイには覗き見防止のフィルタを備えること。

### 3-6. 書誌情報検索要件

館内 OPAC、WebOPAC および業務用端末は MARC の各項目に対して全文検索が可能なこと（館内 OPAC、WebOPAC は所蔵データのみ。業務用端末は未所蔵を含む全件データを対象とする）。また、検索結果のノイズ軽減のため、全文検索の検索対象とする項目が図書館との協議のうえで設定できること。検索速度の最低ラインとして、全件書誌データのうち、検索結果が 1000 件ヒットした場合に 10 秒以内の結果表示を目標とし、正確な検索結果が表示されること。

また、WebOPAC の URL は、狭山市の図書館であることがわかりやすいものであることが望ましい。（例 sayama、city、library などの文字が入った URL）

### 3-7. 電子メールの活用

予約取り置き連絡に電子メールが利用できること。また、連絡用電子メールアドレスは、利用者自身が館内 OPAC 及び WebOPAC 上で登録・変更が行えること。また、電子メールアドレス登録、変更時には、アドレス登録・変更確認メールが返信されること。また、督促業務についても電子メールでの督促が可能なこと。なお、図書館からの送信メールアドレスは、図書館であることがわかりやすい表記であること（例 sayama、city、library などの文字が入ったアドレス）

### 3-8. 利用者用インターネット開放端末

図書館利用者用に、インターネットが使える開放端末を設置する。また、インターネット閲覧のフィルタリングや、システム環境の改ざんを防ぎ、変更・改ざんされた場合は容易に初期設定状態に復



元することができること。ウイルス対策など、セキュリティにも配慮してあること。開放端末は独自の回線により図書館業務用システム、市役所ネットワークとは接続しないこと。中央図書館の設置については無線 LAN を利用することにより、レイアウトフリーな環境を整えること。

### 3-9. MARC 対応

TRC MARC Tタイプだけでなく、Uタイプにも対応可能であること。その他の主な MARC にも対応可能なこと。TOOLi からサーバーデータベースへの MARC ダウンロードが可能であること。国会図書館データベースから国会図書館の提供する MARC がダウンロードでき、加工が可能なこと。ISBN の桁数増加などの MARC の形式変更にも対応できる拡張性を備えていること。

### 3-10. NDC 対応

NDC の 9 版および 10 版への対応が可能なこと。

### 3-11. データの独立性。汎用的なデータ抽出機能

利用者データ、および書誌データ、統計データについて、全てのデータ項目を図書館システム外のソフトウェアで利用できる、CSV 形式、タグ形式など汎用的な形式での抽出ができること。また、出力項目については選択できること。

### 3-12. 将来性

マイナンバーカードの利用や学校図書館との連携、IC タグの導入、電子書籍の導入が検討された時に、対応できる拡張性を備えていること。(将来の展望であり、標準仕様でない場合は「参考提案」と明記して提示すること。その場合、今回の提示する見積書には含めないこと)

## 4. セキュリティ対策

4-1. インターネットとの親和性を図るシステムを考える上で、セキュリティ対策は必須であり、その点に配慮したシステムであること。個人情報の保護やウイルス対策、アクセス権限の管理が可能なことなども要件となる。個人情報の取り扱いには、狭山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 22 号）、狭山市個人情報の保護に関する規則（令和 5 年規則第 4 号）等の個人情報関係法令を順守すること。

4-2. すべての端末でのウイルス対策ソフトの常時稼動と、パターンファイルの定期的な更新。セキュリティに関する情報を収集し、セキュリティーホールのパッチ適用など、継続的に必要な対策を講じること。システムへの不正なプログラムやスパイウェア等の感染を防止し、感染した場合には速やかに検出・報告し駆除を可能とすること。

4-3. インターネット用の開放端末（6 台）は、フィルタリングソフトを常駐させること。

4-4. WebOPAC の個人の利用状況表示画面とそのログイン画面、電子メールアドレスの登録・変更、パスワードの変更・確認画面、には暗号化通信（SSL）を利用すること。SSL 証明書の取得にかかる費用も見込むこと。

4-5. システム障害時の対応や情報漏えいなどの問題が生じた時に必要となるログの情報を収集し管理すること。

- 4-6. その他、狭山市情報政策課の指導に従い、適切な対策を講じること。
- 4-7. システムへの侵入に対するセキュリティは、ファイアウォールや、安全性の高いルータ類・ハブ類の使用と同等またはそれ以上の方法で、ソフト面だけでなくハード面においても実現すること。
- 4-8. 本業務により知り得た情報は、業務履行中・完了後に関わらず他に漏らしてはならない。また、成果物（業務の過程で得られた記録等も含む。）を図書館の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡してはならない。
- 4-9. クラウドのデータセンターにおいても、情報漏洩の起こらないよう十分なセキュリティ対策が行われていること。

## 5. 現有データ等の移行

- 5-1. 受注者は現行システム LiCS-Re2 が保有するデータの移行を、業務に支障をきたすことのないよう完全に実施すること。なお、現行システムが保有する過去の統計情報についても、今後の図書館政策を考えるための重要な情報資産であり事業継続に必要なデータとなることから、同様に移行すること。また、完全なデータ移行のため現行ベンダーに抽出を依頼すること。
- 5-2. 移行作業は図書館と協議の上、運用開始日までに受注者が行うこと。
- 5-3. 利用者データと利用状況データを移行するに当たっては、情報漏洩対策に万全を期すこと。
- 5-4. 導入スケジュール表を提出すること。
- 5-5. 現行システムからのデータ移行にかかる費用については受注者が負担すること。（現行ベンダーへの支払い含む）

## 6. ネットワーク

- 6-1. 館内の LAN は既設の回線を使用してもよいが、既設の回線設備を確認し、敷設の必要がある場合は工事費を明記すること。
- 6-2. 図書館システムで使用する独自のネットワーク環境は狭山市役所の業務ネットワークを共用せずに構築する必要があるため、市の指示に従い必要なネットワークを構築すること。分館と図書館間も、暗号化技術などで、セキュリティの高い接続を行うこと。  
6-2、6-3の必要なネットワーク接続機器についても今回の調達に含めて行う。
- 6-3. インターネット利用者開放端末は、上記とは別の回線で行う。必要な機器を調達の上、既設の回線を使いインターネットへ接続すること。必要な機器があれば見積もりに含めること。

## 7. システム管理・運用

- 7-1. インターネットの蔵書検索サービス運用時間は原則 24 時間 365 日運用可能なこと。その他の機能についても同様の考え方だが、クラウド環境での時間的制約がある場合は、提案時にそれを明示すること。また、その時間的制約は最小限になるように設定すること。
- 7-2. システムの自動立ち上げ、自動終了が可能なこと。
- 7-3. 契約期間の 5 年の間に増加すると予測される各種データの量に対応していること。(なおデータ量は+30%の変動を考慮すること)。機器についてはディスク等の増設も可能なこと。データの増加に伴い検索速度が遅くなることのないようデータベースの最適化などの処理が定期的に講じられること。
- 7-4. バックアップについては、日次、月次、随時などの条件で自動的に実行できること。  
図書館の管理者の権限でのみ業務用クライアントのリモート操作が可能であること。各クライアントの設定変更、起動終了は集中管理できること。
- 7-5. 日常的に使用する複数台(25台以上)の端末上において任意の図書館業務機能が同時かつ安定して動作できること。
- 7-6. アクセスログ等を記録して、システム管理を行えること。ログ情報へのアクセスは権限により制限できること。
- 7-7. 利用者の個人情報及びネットワーク等の適正運用に万全を期すこと。
- 7-8. 日次統計処理等に必要統計資料の打ち出しが随時可能であること。また、自動実行が可能なこと。
- 7-9. 蔵書点検に伴うデータ処理の多さが原因による、OPAC(館内、Webとも)や業務システムのレスポンスや動作に不具合が生じないようにすること。当館では蔵書点検について、本館と分館の実施時期をずらしたり、開館しながら書庫部分の処理を行うため、日常業務に支障をきたさないようにすること。
- 7-10. オンラインバッチ処理所要時間(例:蔵書点検用携帯端末からサーバーへデータを送信するときなど)は最長でも30分程度とする。ただし、左記の時間内で終了しない処理については、オンラインサービス時間外で実行する等の方法により、実業務運用に支障がない対策を行うこと。  
オンラインバッチ処理中であっても、業務やOPACの処理速度が落ちないようにすること。
- 7-11. 目標稼働率は99.9%以上とし、データの損失を発生させないこと。また、データの一貫性、完全性を維持すること。

## 8. 保守・支援要件

- 8-1. 利用者に対する日常業務（貸出、返却、検索、予約、利用者登録、館内 OPAC および WebOPAC による検索と予約、個人情報確認）に関してシステムに何らかの不具合が生じた場合は、速やかに（連絡を受けてから 30 分以内を目安とする）復旧・修正作業を行うこと。費用は保守料の中で対応すること。
- 8-2. 障害時は通知と報告を行い、障害対応は利用者の利益を損なうことの無いよう可及的速やかな対応が行える体制を整えること。なお、担当 SE が諸事情により来館できない場合を考慮し、事前に非常用の対応の体制を確立し、その準備を整えること。その際、狭山市図書館側にて準備しておく必要があるものは事前に調達しておくこと。
- 8-3. 障害時の対応は連絡先を一本化し、年中無休で午前 8 時 30 分から午後 8 時まで対応できる体制であること（連絡を受けてから遅くとも 30 分以内に担当 SE と連絡が取れる体制であること。図書館の開館日は土日祝日も含む。また、開館時間も午後 8 時までとなっているため）。障害の迅速な復旧とともに、問題点の調査および必要なプログラム修正、その他必要な措置を保守料の中で行うこと。
- 8-4. 障害の場合には、遅くとも連絡してから半日以内には提案の図書館システムに精通した SE が来館できる体制であること。来館できる根拠として、保守の拠点となる会社の所在地および担当者のプロフィールを提出すること。
- 8-5. 障害が発生した際に、障害発生ポイントとその復旧処理の開始ポイントが明確化でき、当該開始ポイントへのデータのリカバリを可能とすること。また、バックアップなどの利用により障害発生前の状態に速やかに戻せる仕組みとすること。災害発生時には、受託者は本市と対応方法を協議のうえ、本市と共同でシステムを早期に復旧させること。
- 8-6. 図書館システムの構築経験豊富な技術者を社内に配置してサポートにあたること。
- 8-7. システムダウン時に備え、各端末にオフライン状態での貸出、返却、検索機能を持たせること。
- 8-8. 明らかに図書館の原因によると判断される以外の故障、異常については、無償で修理または交換を行うこと。なお、修理や交換が長期間に及ぶ場合は、速やかに代替品の無償貸与等の措置を講ずること。
- 8-9. 狭山市図書館担当の営業担当者および SE を置き、毎月 1 回、担当営業、SE が図書館に訪問し、当館より提出したシステムに関する質問・要望についての回答、バージョンアップ情報、他の図書館での不具合などの情報、その他必要事項についての会議を行うこと。その際、必要に応じてシステムの稼働状況の診断をおこなうこと。ハードウェアおよびソフトウェアの定期保守をおこなうこと。  
また、半年に一度、6 月、12 月に営業・SE とそのセクション責任者が訪問、システムの稼働状況の診断および情報交換や課題解決をはかること。このほかにも随時必要に応じて会議の場を設けられること。なお、訪問の前には事前に担当者にアポイントをとること。
- 8-10. OS、パッケージソフトのバージョンアップやバグフィクスが実施された場合、必ず情報提供すること。求めに応じて速やかに保守料の中でそれらのバージョンアップやバグフィクス内容

が実施できること。なお、カスタマイズを施した部分についてもバージョンアップ後の無償サポートがなされること。

## 9. 機器の要件

### 9-1. サーバー

(将来を見据え、契約期間終了までの使用に支障が無いような、システムに合ったスペックを提示すること。)

1. サーバーは障害の時も、何らかの方法で業務が通常通り滞りなく行える環境を整えること。
2. 本システムの全クライアントの同時使用に対応できる性能を有すること。
3. Web サーバーは、ホームページのアクセスが集中しても正常に作動可能な環境を整えること。アクセスの制限に関してはサーバーの状態に応じて可変であること。
4. 各サーバーは、Windows 系、Unix 系、Linux 系いずれかの OS とすること。ソフトウェアは国際技術標準や事実上の業界標準を採用したものを選択すること。
5. ファイルサーバーの環境を整えること。文書の共有などの目的で全館の業務端末で使用できるようにすること。ただし、ファイルへのアクセスはユーザーID やパスワードなどで制限できるようにすること。
6. Windows のアップデート、ウイルス対策ソフトの更新などが効率的に行えるサーバーの設置や、アップデート時間の工夫により、各種アップデートの最中に業務が滞ることの無い環境を整えること。
7. 停電、落雷などの場合でも安定して業務が続けられるクラウドの方式であること。

### 9-2. クライアント

以下の業務用クライアントおよび館内 OPAC 用端末はすべて、サーバーへのアクセスライセンスを有すること(利用者用インターネット開放端末は、図書館システムとは切り離してあること)。本図書館の現況と将来を見据え、契約期間終了までの使用に支障が無いような、システムに合ったスペックを提示すること。また、業務用クライアントにはバーコードリーダーを付けること。また、バーコード読み取り不具合の時にテンキーでの入力が効率的なため、業務用クライアントにはテンキー付キーボードか、あるいは外付けのテンキーを用意すること。クライアント OS は契約終了までサポートが継続する最良のものを選択すること。

クライアント OS のレベルアップ資産がサポートベンダーから提供され適用した場合、不具合が生じないことを保障すること。

- ・業務用クライアントノート端末(MicrosoftOfficeの導入内容については別紙更新機器構成案による)
- ・業務用クライアントデスクトップ端末(MicrosoftOfficeの導入内容については別紙更新機器構成案による)
- ・業務用クライアントデスクトップ端末カウンター業務用
- ・館内 OPAC 用タッチパネル端末(ディスプレイに覗き見防止フィルタを備えること)
- ・館内 OPAC 用キーボード端末(ディスプレイに覗き見防止フィルタを備えること)
- ・移動図書館用クライアントノート端末
- ・利用者用インターネット開放端末(リカバリ、フィルタリング、キーの制御によるいたずら防止機能を備えること)

### 9-3. データセンター

#### (1) サービス監視

- ①一定間隔でハードウェアの死活監視を行うこと。
- ②障害時は通知と報告を行うこと。
- ③利用状況について記録を保存すること。

#### (2) 建物設置条件

- ①ISO/IEC 27001もしくはプライバシーマークを認証取得していること。  
あわせてISO/IEC 27018も認証取得していること。
- ②データセンターは、国内に設置されたデータセンターであり、データセンター専用施設であること。
- ③電力会社から2系統（本線・予備線）で受電していること。
- ④法定点検や工事等の際にも電力供給を止めることなく電力供給ができる対策を有すること。
- ⑤商用電力の供給が停止した場合、サーバーやその他データセンター設備に影響を及ぼさない非常用発電機が設置されていること。
- ⑥機器、設備等の安定稼働に影響を及ぼさないように一定の温度・湿度を保つための空調設備を有していること。
- ⑦火災を自動的に検出する熱感知器、煙検知器等とともに自動又は手動通報設備を備えていること。
- ⑧モニタにより監視を24時間365日実施すること。

#### 9-4. その他

動作上必要となる機器、部材などについては仕様、スペック等に関する資料を提示すること。  
機器の設置に必要な机・台等については必要に応じ調達すること。

#### 10. 通信環境の要件

10-1. システムの稼働に際しての最適なインフラについて提案し、導入の支援をすること。

10-2. インターネット環境、クラウド環境、中央館、分館を結ぶ回線は安定した稼働でセキュリティが保たれ、貸出や返却、検索の速度を高めるものである必要があるため、その回線の条件を提示し、必要な機器を調達すること。また、図書館ホームページの表示・蔵書検索時間の短縮を図ること。

10-3. 館内業務クライアントノート端末は、有線LANに対応し、情報が漏洩しないような技術が施されていること。館内業務クライアントデスクトップ端末及び館内OPAC端末も有線LANとすること。なお、LAN回線速度は日常業務に支障が出ない速度を維持すること。

10-4. 利用者用インターネット開放端末用のクライアントPCは、中央図書館はレイアウトフリーに対応するため無線LANで使用できるように機器類を調達すること。狭山台図書館は有線LANに対応。

10-5. 中央図書館（鉄筋コンクリート造）2階・3階・4階には、利用者用の館内フリーWi-Fiを

調達すること。各階（約 963 m<sup>2</sup>）のフロア全域に Wi-Fi 電波が届くことを基本とすること。

## 1.1. 研修などの要件

1.1-1. システム操作研修計画を作成し、提出すること。

1.1-2. システム管理者向けおよび、一般職員（会計年度任用職員含め約 50 名）向け研修を実施すること。研修日時は図書館と協議のうえ対応すること。また、中央図書館と狭山台図書館それぞれで研修日を設けること。

受託者の責任と費用負担において、システム稼働開始後、安定稼働が確認できるまでの一定期間、図書館に人材を配置し、初めての操作時における職員の負荷軽減のため、システム操作等のサポートを実施すること。

1.1-3. 管理者向け内容：システム（ソフト・ハード）の基本概要、運用方法及び具体的な操作方法  
一般職員向け内容：システム（ソフト・ハード）の基本概要と具体的な操作方法

1.1-4. 図書館からの質問疑義は適宜受け付けること。必ず 24 時間以内に何らかの形で回答すること。緊急を要するものについてはできるだけ速やかに回答すること。回答が遅れる場合には必ず回答期限を示すこと。

1.1-5. 必要部数の研修マニュアル、および研修に必要な機材を用意すること。なお、マニュアルは印刷媒体のほかにデジタルデータでも提供すること。研修に必要な端末・環境を業者側で提供すること。研修会場は図書館が準備する予定。

## 1.2. スケジュールの要件

必ず本稼働前に実際の使用を想定したテストを行うこと。テストにおいて発見された障害は管理票などで管理し、原因と対策を確認してから、修正・確認を行うこと。図書館側の参加を要するテストについては、図書館側の負担軽減に配慮したテスト計画を策定すること。

導入、データ移行のスケジュールなどについてスケジュール表を提出すること。なお、閉館日数の短縮を重視したスケジュールとすること。また、図書館利用者の利便性を損なわないよう、システム移行に伴う休館日と蔵書点検に伴う休館日を同時期に設定できるよう、図書館とスケジュールを調整すること。

## 1.3. 検収および瑕疵担保責任

受注者の調達する物品、プログラム、使用環境、サポート等は本仕様書で定める機能、性能等の要件を満たすものでなければならない。業務に支障が発生しないことが確認されることを検収の条件とする。検収完了後、本件システムにおいて、納品されたシステムに仕様書との不一致が発見された場合は、図書館側担当者と協議の上、受注者は無償で是正措置を速やかに行い、検収確認を受けるものとする。なお、本件の瑕疵担保期間はシステム利用期間とする。

## 1 4. その他

### 1 4-1. 契約の期間

令和7年9月1日から5年間（60 カ月）のリース契約とする。

### 1 4-2. 著作権の所在

- ・プログラムのパッケージ部分＝開発ベンダー
- ・プログラムのカスタマイズ部分＝狭山市図書館
- ・書誌データ、利用者データ、統計データなどシステムで使用するデータ＝狭山市図書館

### 1 4-3. 納品物

受注者は以下書類を整備し、必要部数を指定した期日までに納品すること。P Cに格納し図書館で使用できる電子媒体で納品すること。書類は図書館がシステムを自己利用するために必要な範囲で、複製、翻案又は改変することができることとし、受託者は、かかる利用について著作権人格権を行使しないこと。また、納入した書類の変更管理を行い、最新の状態となるよう維持すること。

- ・システム設計書
- ・開発過程における進捗報告書及び打ち合わせ議事録
- ・導入スケジュール
- ・図書館ネットワーク機器等構成図
- ・操作説明書（運用管理者用・一般職員用）

※デジタルデータで納入すること。ヘルプ画面等用意されていればそれも提供すること。

- ・研修計画書
- ・職員研修用マニュアル
- ・データ移行時の最終データ

### 1 4-4. 納品場所

- ・狭山市立中央図書館  
住所：埼玉県狭山市入間川2丁目2番25号
- ・狭山市立狭山台図書館  
住所：埼玉県狭山市狭山台1丁目29番地2

### 1 4-5. 終了時の要件

- ・システムリプレイス時には、内部のデータを図書館が指定するファイル形式で指定した媒体に抽出保存し、図書館に提出すること。また、提出するデータについての説明資料等を提出すること。
- ・利用期間終了後、不要機器類の完全な撤去にともなう全費用を契約業者が負担すること。また、機器の撤去時にはデータの完全な消去を実施し、書面により報告すること。

### 1 4-6. 見積りの要件

見積りに含まれるものは以下の通り。

- ・図書館システムの構築
- ・図書館システム用ハードウェア（保守料含む）
- ・図書館システム用パッケージソフトウェア（//）
- ・ソフトウェアカスタマイズ費用
- ・その他ソフトウェア（ライセンス使用料を含む）



- ・導入作業費用（機器の搬入・据付・調整・配線等既設設備との接続等を含む）
- ・システム操作研修費用
- ・システム構築及び業務運用上必要な備品等（バーコードリーダーやレシートプリンタなど）費用
- ・ハードウェア、ソフトウェアのセットアップ、構築
- ・ネットワーク構築
- ・既存システムからのデータ抽出と新システムへのデータ取り込み作業費（既存業者との打ち合わせ等にかかる経費も見込むこと）
- ・契約期間終了後、指定フォーマットに変換し、蔵書データ、利用者データを汎用データに抽出する費用
- ・契約期間終了後の機器の撤去費用とサーバー撤去に伴うデータの消去費

#### 14-7. ライセンス

ソフトウェアでライセンスが必要なものは、同時利用ライセンスは無制限とする。無制限提供できないライセンスについては、必要台数分が支障なく利用できるライセンス数を提供すること。

#### 14-8. その他

- ・本業務に係る開発環境及び作業場所は、原則として受託者が準備する。ただし打合せ場所については、図書館が指定する場所にて行うこと。
- ・導入物品の梱包材については、受注者が納入後速やかに引き取ること
- ・設置や調整作業等については図書館と協議すること
- ・提案書には規模が同等の公共図書館への導入実績に関する資料を添付すること。